

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 衛藤 明和

1 日 時

平成29年4月26日（水） 午後3時01分から
午後4時38分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤明和、井上明夫、嶋幸一、木田昇、小嶋秀行、久原和弘、吉岡美智子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

志村学、木付親次

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 平成29年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 県計画等の策定・変更スケジュールについて、建設リサイクル法の手続の適正化について及び公共工事における最低制限価格等の改正についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査を5月18日、19日、25日、26日、6月1日及び7日に実施することを決定した。
- (4) 県外所管事務調査を7月11日から13日に実施することを決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 長友玉美
議事課議事調整班 主幹 増永康弘

土木建築委員会次第

日時：平成29年4月26日（水）15：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

15：00～16：30

- (1) 平成29年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ① 県計画等の策定・変更スケジュールについて
 - ② 建設リサイクル法の手続の適正化について
 - ③ 公共工事における最低制限価格等の改正について
 - ④ 大分港海岸直轄海岸保全施設整備事業について
 - ⑤ 大分臨海工業地帯6号地（C-2地区）の一部分譲の状況について
- (3) その他

3 協議事項

16：30～16：40

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただ今から委員会を開きます。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

衛藤委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

衛藤委員長 また、本日は委員外議員として、志村議員、木付議員が出席されています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の長友君です。（起立挨拶）

議事課の増永君です。（起立挨拶）

続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔阿部土木建築部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

衛藤委員長 ここで、今任期中の土木建築委員会における委員外議員の発言について、委員の皆様にお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

本委員会の円滑な運営のため、委員から特に御異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについては、委員長に一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、今後、委員外議員の発言を許すか否かについては、私に御一任いただきます。

委員外議員の皆様をお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑、討論終了後に、挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、委員外議員の皆様

には、あらかじめ御了解をお願いします。

それでは、土木建築部関係の平成29年度行政組織及び重点事業等について執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 それでは、土木建築部の概要につきまして総括的な説明をさせていただきます。

お手元のA4横の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。

最初に、1の組織でございますが、平成29年度は昨年度に引き続き、本庁は12課、3室、地方機関は12土木事務所を含めて14事務所となっております。

2の職員でございますが、本庁及び地方機関で事務職員275名、技術職員453名、技能労務職員75名の合計803名となっております。

3の平成29年度の主な組織改正でございますが、建設政策課が所管していた土木建築部に係る行政の総合企画及び調整業務を土木建築企画課に移管したことに伴い、土木建築企画課の予算管理第一班及び予算管理第二班をそれぞれ企画管理第一班及び企画管理第二班に改称しております。

次に、九州の東の玄関口としての拠点化戦略における集荷対策強化を図るため、商工労働部商業・サービス業振興課が所管しておりました大分港大在地区のポートセールス業務を港湾課に移管いたしました。

2ページをお開きください。

組織改正について最後に、中津日田道路整備を推進するため、日田土木事務所建設課道路班及び中津土木事務所中津日田道路建設室をそれぞれ増員し、併せて、日田土木事務所における組織マネジメント機能の向上と専属班設置による事業進捗を図るために、道路班を道路第一班及び道路第二班に分割しております。

次に、土木建築部関係の当初予算について御説明いたします。

4の予算でございますが、初めに、(1)当初予算のうち、一番上の一般会計につきましては、土木建築部総額で887億5,588万2千円を計上しております。

その内訳は、公共事業が610億5,488万1千円、単独事業が277億100万1千円となっております。

土木建築部の総額は、県予算の総額6,098億600万円に対しまして14.6%の占有率となっております。

また、対前年比28年度当初予算額と比較いたしますと、率で101.6%、金額で14億4,061万円の増となっております。

次に、資料には記載しておりませんが、29年度当初予算の主な点について御説明いたします。

公共事業における主な取組としては、熊本地震を受け更に加速させる道路のり面の崩壊、落石対策や、土砂災害警戒区域の指定に向けた基礎調査など、ハードソフト両面からなる防災対策、橋りょうやトンネルなどの安全確保に向けた社会インフラの老朽化対策、加えて、中津日田道路や庄の原佐野線など、将来発展の基盤となる社会資本整備に重点的に取り組んでまいります。

単独事業における主な取組としましては、九州の東の玄関口にふさわしい港湾施設の整備による人流、物流拠点の強化に向けた検討や、大分港大在地区を始めとする県内の港の活性化を図るため、ポートセールスの強化などに努めます。

また、洪水時の避難行動支援といたしまして洪水浸水想定区域図の見直しを行うとともに、木造住宅の耐震性向上のための改修支援の拡充など、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいります。

続きまして、特別会計予算についてでございます。2ページ中ほど上から二つ目の公債管理特別会計は、道路事業、街路事業における国からの無利子貸付金の償還に係るもので、

歳入歳出予算の総額は3億7,912万7千円でございます。

その下、臨海工業地帯建設事業特別会計は、大分港6号地の整備及び維持管理や、起債元利償還金などに係るもので、歳入歳出予算の総額は6億5,899万8千円でございます。

その下、港湾施設整備事業特別会計は、ふ頭用地の整備や大分港大在コンテナターミナルを始めとした港湾施設の管理運営、それから上屋などの港湾施設の維持修繕並びに起債元利償還金などに係るもので、歳入歳出予算の総額は18億2,178万1千円でございます。

次に、3ページの(2)繰越明許費について御説明いたします。

この表は、平成28年度から平成29年度への繰越しにつきまして、先般の28年第4回定例会及び29年第1回定例会で御承認いただきました繰越限度額を公共、単独別に記載したものでございます。

繰越限度額といたしまして、一般会計では、合計欄の一番右にありますとおり344億5,185万4千円、臨海工業地帯建設事業特別会計では、合計欄の一番右にありますとおり3億2,200万円、港湾施設整備事業特別会計では、合計欄の一番右にありますとおり1億3,800万円、総計349億1,185万4千円の御承認を頂いております。

次の4ページから6ページまでは、当初予算の項目別の予算額を記載しております。

このうちの主な事業につきましては、関係課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

浦辺土木建築企画課長 土木建築企画課関係について御説明いたします。

資料の7ページをお開き願います。

まず、1の組織ですが、当課は総務班、経理・厚生班、企画管理第一班、企画管理第二班及び建設業指導班の5班で構成され、35名の職員を配置しています。

続いて地方機関ですが、次の8ページから11ページにかけて記載しておりますように、

1 2 土木事務所に合わせて5 4 2名の職員を配置しております。

次に1 2 ページをお開き願います。

下にあります3の重点事業について御説明いたします。

(1)の建設産業構造改善・人材育成支援事業ですが、近年の建設投資の減少や受注競争の激化等に伴い、県内の建設産業は体力が低下するとともに、若年入職者の減少など厳しい状況に直面しています。このため、建設業者の経営改善を促す支援や若手人材の確保・育成、生産性向上につながる支援を行いまして、建設産業の活性化を図ろうというものでございます。

このうち、新たに設けました建設産業生産性向上支援につきましては、魅力ある建設現場を目指す新しい取組でありますICT施工を推進するため、関係機器の導入経費の一部を助成するとともに、活用方法等のセミナーを実施するものでございます。

野口公共工事入札管理室長 公共工事入札管理室関係について御説明いたします。

資料の1 3 ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当室には6名の職員を配置し、公共工事の入札、契約制度に関する業務を行っております。

3の主要な取組でございしますが、入札契約制度における透明性、公正性、競争性の確保の観点から、一般競争入札の適切な運用や入札、契約に関する情報の公表に取り組んでおります。また、工事の品質確保を目的とした総合評価落札方式やダンピング対策としての最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を運用しております。

ここで、現在実施している入札制度の概要について御説明させていただきます。

次の1 4 ページをお開き願います。

表の下の方の矢印で表示していますように、現在は予定価格4千万円以上の工事一般競争入札を実施し、加えて5千万円以上の工事総合評価落札方式を適用しております。

また、上の矢印でお示ししているとおり、

ダンピング対策として、3億円未満の工事において最低制限価格制度、3億円以上の工事においては低入札価格調査制度を設けております。

後ほど諸般の報告で御説明申し上げますが、国は4月1日から低入札価格調査基準価格の算定式を改定しており、県でも4月11日から最低制限価格及び低入札調査価格の算定式を改定し、おおむね予定価格の90%に引き上げたところでございます。

地域の安心・安全を支える健全な地元中小建設企業の育成確保を見据え、一般競争入札の対象金額の拡大は控えておりますが、今後とも透明性、公正性、競争性及び工事品質の確保等に資するよう、入札、契約制度の適切な見直し、運用に努めてまいります。

麻生建設政策課長 建設政策課関係について御説明いたします。

資料の1 5 ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、管理調整班、企画・アセットマネジメント推進班、技術・情報システム班及び事業・環境評価対策班の4班でございまして、19名の職員を配置しております。

また、業務援助として、公益財団法人大分県建設技術センターに1名の職員を派遣しております。

次に1 6 ページをお開き願います。

3の重点事業について御説明いたします。

(1)の共生のまち整備事業は、高齢者や障がい者を含む全ての県民が安心して快適に生活できるよう、歩道の段差解消や、県有施設へのスロープや手すりの設置など、県が管理する公共施設のバリアフリー化を推進するものでございます。

(2)の地域の安心基盤づくりサポート事業は、防災や生活環境の保全等を図るため、河川等の支障木の伐採や管理道の整備を行うとともに、住民、NPO、ボランティア等による地域活動を支援するため、資機材の貸与等を行うものでございます。

(3)の社会インフラ災害情報収集力強化

事業ですが、県内の土木事務所に空撮用のドローンを新たに配備し、災害時における情報収集力の強化を図ることに加え、工事進捗状況の確認や地元説明会などにおける分かりやすい資料の作成にも活用するものでございます。

高瀬工事検査室長 工事検査室関係について御説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当室の班の構成は、工事検査第一班と工事検査第二班の2班体制でございまして、7名の職員を配置しています。

2の分掌事務といたしましては、土木建築部、農林水産部の工事の検査を行っており、両部の検査の統合、一元化によりまして検査の充実、効率化に努めているところでございます。

重点事業については特にございませんが、主な取組として、工事監督、検査業務に関する研修の充実に取り組んでまいります。

現在、工事完了時には、公共工事の品質確保、向上を目的として技術検査、指導に重点を置いて検査を行っておりますが、今後、検査員、監督員の技術向上や成績評定における評価者のスキルアップを一層進めるため、業務経験に応じ、実例をいかしたきめ細かい研修に取り組んでまいります。

足田用地対策課長 用地対策課関係について御説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

まず1の組織でございます。当課の班の構成は、用地指導班及び収用管理班の2班でございまして、9名の職員を配置しております。

次に2の分掌事務といたしましては、用地指導班は主に各土木事務所並びに玉来ダム建設事務所に対する用地取得に関する事務についての指導、関係各課との連絡、調整及び大分県土地開発公社の指導、監督等の業務を行っております。

また、収用管理班は収用委員会の事務局としての業務及び市町村等が起業者である事業

の事業認定等の業務を行っております。

重点事業については特にございませんが、主要な取組といたしまして、事業進捗を図るため必要な事業用地の計画的取得に向け、各土木事務所への指導を行うとともに、用地担当職員の資質向上に向けた各種研修の充実を図ってまいります。

稲井道路建設課長 道路建設課関係について御説明申し上げます。

資料の19ページを御覧ください。

まず組織ですが、当課の班の構成は、管理班、高速交通・企画班、国道班及び県道班の4班でございまして、18名の職員を配置しています。

次に20ページをお開き願います。

3の重点事業について御説明いたします。

まず道路改良事業ですが、県内外の拠点間を結ぶ幹線道路として、また、地域の生活道路として重要な機能を有する国道、県道の整備を部の長期計画である「おおいた土木未来（ときめき）プラン2015」や、道路の部門計画であります「おおいたの道構想2015」に基づき、効果的、効率的に推進するものでございます。

具体的には、今年度から新たに着手します中津高田線江須賀一金屋工区など4事業を含めました国、県道93か所で事業を進めてまいります。

次に21ページを御覧ください。県内の高速交通体系についてでございます。

御承知のとおり、昨年4月に縦軸である東九州自動車道の北九州一大分一宮崎間が全線開通しまして、本県区間は大半が暫定2車線であるものの、全てつながることになりました。しかしながら、4車線化に向けて引き続き国等に働き掛けを続けてまいります。

また、横軸となります中九州横断道路の建設促進につきましては、図の中央、青色の点線部分でございまして、平成30年度開通予定の朝地一竹田間の1日でも早い供用を要望していくとともに、先月30日に竹田一阿蘇間の概略ルートや構造等の検討を行います計

画段階評価の第1回委員会審議が行われたところでございまして、こちらの早期事業化につきましても引き続き国に強く要望してまいります。

同じく、横軸となります中津日田道路につきましても、図の左上、水色の点線部分でございますが、国が事業を実施しております三光本耶馬溪道路、また県が事業主体でございます耶馬溪道路や日田山国道路などで引き続き整備を推進してまいります。

和田道路保全課長 道路保全課関係について御説明いたします。

資料の22ページをお開き願います。

まず1の組織ですが、当課の班の構成は、道路管理班、防災・保全班及び施設改良班の3班でございます、16名の職員を配置しております。

次に23ページを御覧ください。

3の重点事業について御説明いたします。

(1)の県単独の道路改良事業でございますが、例えば、集落から病院へのアクセスや、通学、買物等の利便性の向上など生活の安全・安心を高めるとともに、より地域に密着したきめ細かな対応を行うものです。

(2)の交通安全事業は、平成24年度以降、学校、警察関係者等と実施しております通学路の合同点検において抽出された危険箇所の対策を重点的に実施するとともに、バリアフリー新法に基づく歩道などのバリアフリー化の推進や、交差点など事故発生割合の高い区間における交通事故抑制対策を実施するものでございます。

(3)の身近な道改善事業は、地域の暮らしを支える道路の整備として、道路敷の有効活用による通行スペースの確保、街路樹の見直しによる乗り入れ部等の見通しの確保などを実施することで、地域に身近な道路の利便性、安全性の向上を図ります。

(4)の道路施設補修事業は、高度経済成長期に建設された橋りょうやトンネルなどの道路施設の老朽化に対応するため、長寿命化計画に基づき、計画的に補修を進めるもので

ございます。

また、緊急輸送道路上の橋りょうにつきましても、大規模地震発生時に落橋や橋脚の倒壊等の致命的な損傷を未然に防止するため、耐震補強を計画的に実施してまいります。

後藤河川課長 河川課関係について御説明いたします。

資料の24ページをお開き願います。

まず1の組織ですが、当課の班の構成は、管理・水資源対策班、企画調査班、河川整備班、防災班及びダム・海岸班の5班でございます、21名の職員を配置しております。

また、当課所管の地方機関といたしまして、次の25ページに記載しておりますように玉来ダム建設事務所及び芹川・北川ダム管理事務所を設置しております。

次に26ページをお開き願います。

3の重点事業について御説明いたします。

まず(1)の広域河川改修事業ですが、台風や梅雨前線豪雨による洪水被害を防止、軽減するため、河道掘削や築堤、護岸等の改修工事を行い、河川の流下能力の向上を図るものでございます。

次に(2)の竹田水害緊急治水ダム建設事業でございますが、平成3年度に稲葉ダム、玉来ダムの2ダムが事業採択され、稲葉ダムは平成22年度にしゅん工したところです。

残る玉来ダムについては、昨年度、全ての用地取得を完了しました。工事については、26年度から工事用道路や転流トンネル等の準備工事に着手し、昨年度末、ダム本体工事の契約を行いました。今年度はダム本体工事及び工事用道路や上流仮締切堤工の推進を図ります。

梶原港湾課長 港湾課関係について御説明いたします。

資料の27ページを御覧ください。

まず1の組織ですが、当課は管理班、企画調査班、港湾整備班、港湾環境班及び港湾振興班の5班でございます。総計20名の職員を配置しております。

次に28ページをお開き願います。

3の重点事業について御説明いたします。

(1)の九州の東の玄関口としての拠点化推進事業であります。本県が九州の東の玄関口として発展していくため、別府港のフェリーターミナル機能強化やにぎわい空間の創出、大分港大在地区のRORO船航路機能強化など、港湾施設の整備に向けて検討を進めてまいります。

また、大在地区を物流拠点と位置付け、荷物を集めるためのポートセールスに力を入れてまいります。

具体的には、大分港利用促進セミナーの県外での開催や、荷主を対象としたRORO船のトライアル利用の助成、物流事業者を対象とした広報経費の助成などを行ってまいります。

亀井砂防課長 砂防課関係について御説明いたします。

資料の29ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、管理・企画調査班、土砂災害防止対策班、砂防施設整備班の3班でございまして、14名の職員を配置しております。

次に3の重点事業ですが、(1)の通常砂防事業・火山砂防事業は、土砂災害から人家、耕地、公共施設等を守ることを目的として、砂防ダムや溪流保全工などの砂防設備の整備を行うものです。

次に(2)の砂防事業調査費ですが、土砂災害が発生するおそれのある土地の範囲とその程度を明らかにするため、土砂災害の原因となる土地の状況などについて基礎調査を行うものです。

この調査結果に基づきまして、土砂災害警戒区域などの指定を行うことで、市町村における警戒避難体制の整備が図られるとともに、土砂災害が発生するおそれのある区域については、一定の開発行為や建築物の構造規制が行われることとなります。

渡辺都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係について御説明いたします。

資料の30ページをお開きください。

まず1の組織でございますが、当課の班の構成は、管理・土地利用班、都市計画班、街路・区画整理班及び景観・まちづくり班の4班でございます。23名の職員を配置しております。

次に31ページを御覧ください。

3の重点事業につきまして御説明いたします。

まず、(1)の街路改良事業でございますが、豊かで活力ある街づくりや安全で安心できる市街地形成のための街路整備を推進するものです。その中でも地域高規格道路であります庄の原佐野線の整備は、広域連携や渋滞緩和、また津波災害等の大規模災害時における緊急輸送路の確保など、大分県の発展と大規模災害時の対策には欠かせない重要な街路改良事業でございます。29年度におきましては、元町・下郡工区の年度中の開通に向けて仕上げの工事を着実に進めます。一方で、下郡バイパスから米良バイパスまでの新規工区である下郡工区においては、測量等に着手し事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

(2)の魅力ある景観づくり推進事業は、本県の恵まれた景観資源を有効活用しまして、地域振興、観光振興を促進するため、市町村と連携して、景勝地の景観保全のために展望台などからの眺望を阻害する樹木の伐採などを進めるとともに、魅力ある景観の保全、活用を図るためのセミナーや市町村ごとの検討会を開催するものでございます。

藤崎公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係について御説明いたします。

資料の32ページをお開きください。

まず1の組織ですが、当課の班の構成は、都市公園管理班、都市公園整備班及び生活排水・下水道班の3班でございまして、14名の職員を配置しております。

次に3の重点事業ですが、(1)の県営都市公園施設整備事業は、ラグビーワールドカップ大分開催に備えまして、大分スポーツ公園総合競技場の芝生の部分張り替えや観客席

の改修等の整備を行うものでございます。

次の（２）生活排水処理施設整備推進事業は、市町村が実施する生活排水処理施設整備に対しまして、県費交付金及び補助金の助成を行うものであります。

合併処理浄化槽への転換に対して、昨年までモデル河川４流域の１０市町を対象に上乘せ補助を行ってまいりましたが、本年度より県下全域の１６市町に拡大し実施いたします。

また、下水道事業につきましては、生活排水処理率７０％未満の市町村に対する補助制度に加えまして、処理率９０％未満の市町村においても、未普及対策事業に対し新たな補助制度を設け、生活排水処理率の向上に努めてまいります。

宮本建築住宅課長 建築住宅課関係について御説明いたします。

資料の３３ページを御覧ください。

まず１の組織ですが、当課の班の構成は、管理・ニュータウン班、企画調査班、指導審査班の３班でございまして、１１名の職員を配置しております。

次に３４ページをお願いします。

３の重点事業ですが、（１）の木造住宅耐震化促進事業は、熊本地震を受け、耐震化を更に促進するため、新たに部分耐震改修に対しても補助していきます。具体的には、段階的耐震改修として、所定の耐震性能まで２度に分けて改修工事を行うものや、耐震シェルター改修として、建物が倒壊しても人命を守る観点から、住宅内部に木材等で強固な箱形の空間を作り、寝室など局所的な安全空間を確保するものが補助対象となります。これまで費用等の理由により改修に踏み切れなかった、高齢者の世帯などにとっても、使いやすい制度としております。

藤田公営住宅室長 公営住宅室関係について御説明いたします。

資料の３５ページを御覧ください。

まず１の組織でございまして、当室の班の構成は、住宅整備班、住宅管理班の２班でございまして、８名の職員を配置しております。

次に３の重点事業でございまして、（１）の県営住宅等管理対策事業は、管理代行者への委託や計画的修繕等により県営住宅等８，６４８戸の管理を実施するものでございます。

次に（２）の県営住宅建設事業でございまして、県営住宅の計画的な建て替えを実施するものでございます。大分市の城南住宅におきまして、昨年度第１期工事が完了いたしまして、今年度から第２期工事に着手する予定としております。

樋口施設整備課長 施設整備課関係について御説明いたします。

資料の３６ページをお開きください。

まず１の組織ですが、当課の班の構成は、企画調査班、設計工事班、設備班、保全計画班及び施設整備推進班の５班でございまして、２６名の職員を配置しております。

次に３７ページを御覧ください。

３の重点事業について御説明いたします。

（１）の県有建築物防災対策推進事業は、県有建築物の耐震補強に加え、建築設備の防災対策強化や既存つり天井の耐震化を計画的に行うものでございます。

本年度は、県庁舎別館の受変電設備等の移設工事、受電、発電設備の高架化を目的とした臼杵土木事務所の建築設備防災対策強化工事、農業文化公園研修棟のつり天井改修などを予定しております。

（２）の県有建築物保全事業は、床面積がおおむね１万平方メートル以上の１７施設に地方総合庁舎などを加えた計１５６施設を対象に保全予算を一元的に管理し、計画的に保全を行い、施設の長寿命化と予算の平準化を目的に実施するものでございます。

本年度は、大分銀行ドームの屋根の塗装改修工事及び*biichiko*総合文化センター内のグランシアタの舞台音響改修工事などを実施してまいります。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、御質疑がないようでありますので、委員外議員の方は御質疑はありませんか。

志村委員外議員 三つほどお聞きしたいんですが、まずはドローンですね。ドローンを土木事務所に配置ということですが、現在8個しかないんですが、12土木なので、あと四つをどうするかということですね。

それから、もう一つは木造の耐震化ですね。これは昨年から予算を増やしたところですが、意外とまだ申請者は少ない状況がずっと続いていると思うんですが、去年ぐらいから比べてこれが功を奏しているのかどうかです。それが一つです。

もう一つは、用地のことですが、議会から国に、用地を完全に買取りしないと事業に着手できないという現在の状況を緩和するためにも、共有地に対する法の枠を少し広げるようなことをという意見書を出したはずなんですけれども、執行部としてもそれに対する動きをしっかりとしないといけないと思っております。これは深刻な問題も現場で抱えておるので、地方六団体へのアプローチとか、ここはどうするのか、まずそういう動きをして成就してもらいたいと思っておりますので、その三つを。

麻生建設政策課長 まず、1点目のドローンの配置でございますけれども、今年度7機新たに導入いたしまして、昨年度試行的に入れました1機と合わせまして8機、この8機を県内12土木のうちの8土木事務所に配置する予定にしております。この配置をしている事務所につきましては、近年の災害の多い土木事務所という観点で配置しております。今年度から本格的にドローンの運用を開始いたしますので、この活用の状況等を見た上で、残る事務所についての配置等を検討していきたいと思っております。

宮本建築住宅課長 木造耐震化促進事業につきましては、10年くらい前から行っております。これまではPR等を行ってききましたが、大体今では改修と診断とも30件から40件

というような数字になっていまして、しかしながら、去年に関しましては、熊本地震の影響により、熊本地震に甘えたわけじゃないんですけど、それを契機にPRを重点的に、これをチャンスという感じで強くしました。その結果、耐震診断につきましては、6倍の224件、それから改修につきましては3倍の130件、これまでにない数字になりました。

ただ、今年1年を迎えるに当たりまして、更にPRしていかなければなりません。これまでは金額が200万円くらい掛かるのに対し補助が80万円出るんですけど、それだと自己負担が100万円くらい掛かるのでやっぱり諦めるということで、診断した結果、悪いということが分かっても諦めるという人が多かったので、今年はそれをフォローするために、二つの部分的改修という事業を今回提案しております。件数としては50件ですけど、先ほど述べた去年の220件のうち130件が改修ということは、約100件の方がもしかすると、金額が高いということで諦めた可能性がありますので、この人たちにPRをして、今年も去年と同じぐらいの数字を目標としております。

疋田用地対策課長 直近の県議会で、いわゆる所有者の所在の把握が難しい土地への対応に対する意見書というのを可決いただきまして、大変ありがとうございます。実はこの問題、土木建築部だけではなくて、農林水産部等も含めた大きな問題であるということで、土木建築部、国土交通省サイドで申しますと、平成27年4月に国土交通省の中に検討会を組織して検討を始めたということでございます。具体的には、所有権移転登記がなされない等の理由で所有者の特定が難しいとか、あるいは相続人が特定できても非常に多数で動いているとか、そういった公共事業の起業者に所有権を法的に移転する手続が非常に難しくなっている事例を対象としているということでございます。

議会でもそういう動きをしていただきましたが、私どもも実は従来から用地対策連絡会

全国協議会というのがございます。これは全国起業者、主としていわゆる土木・国交省サイドの起業者ということなんですけど、その全国用対連等を通じて、例えば民法の関係で法務省であるとか、それから厚労省とか、あるいは本体の国土交通省とかに様々な形で制度改正要望を行ってはおるところでございます。

今回、議会の動きを頂きまして、そういった動きを一層、私どもとしても進めてまいりたいと思っております。

志村委員外議員 耐震の件ですけれども、窓口が市町村ですよ。だから、そこがどういうふうにPRするかというのが一番大きなことだと思うので、そこは少し、市町村の担当を呼んでどうアピールできるかということをもう一度拡大できる方策をよく御協議いただければと思っております。

と言いますのは、旧法、つまり昭和56年までのという、これが一つあるわけですけれども、自分の家が昭和56年以降であってもやっぱり心配だということがあると思うんですよ。だから、そこまでいけるのか、あるいは旧法だけでずっといくのか、ここは旧法だけでやるというのも広がらない原因になっているとすれば、やっぱり広げる要望はないのかどうか、その辺は御協議いただければと思っております。何かあんまりがんにじめにしないで、危ない所は危ないですから、そこは課題で一つ御協議いただければと思います。

それから用地の件は、地方六団体、特に全国知事会、市長会、町村会、ここに投げ掛けていくことが法改正につながると思っておりますので、是非そういう動きに格上げしていただく方が現場は有り難いと思う。特に共有地の問題が大変ネックになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

衛藤委員長 要望でいいですか。（「要望で結構です」と言う者あり）

木付委員外議員 さっき部長の挨拶の中にもありましたが、技術者、担い手ですね。特に

若い技術者が地場企業に入らないと、建設業の継続性の確保というのは難しいと思うんですが、本年度、建設系の高校とか、技術者ですね、その人たちが新規でどれだけ地場の企業に就職したかを把握しているのかどうか、それが1点。

もう2点目は、空港道路を今日も通って来たんですが、高規格道路ですよ。県外からもお客さんが1日5千人は乗ったり降りたり利用している空港道路なんですけど、ずっと私は通っているんですけど、ガードレールが壊れている所がまず直っていない。それとセンターポール、あれはもう結構いかれていて、この間通ったときに2本ぐらい道路に転がっていたんですよ。私は管理事務所が分からないから、国東土木に連絡して処理してもらいました。

これがNEXCOに入ると全然違うんですね。今日NEXCOを数えたら、5本ぐらいかな、倒れていた。そういうことで、私みたいな素人が見てもちょっとおかしいなところがあるんですが、土木の皆さん、技術屋のプロですので、空港道路をよく利用する中で、おかしいなと思わんのかなというのが1点あったんですね。これ、多分道路とか橋りょうの破損とかトンネルの剥離とか、のり面の崩壊、そういう前兆もあると思うんですが、そういう意識を土木全体で持って事前に対処しないと、今回、空港道路は直接交通の弊害になるとかということはないんですけど、そういうところを持っていただきたいというのがあるんです。そういうことで、2点お伺ひします。

浦辺土木建築企画課長 1点目についてお答えいたします。

手元にあるのが県立高等学校の土木建築系学科の皆さん方の進路、28年度末卒業生であります。卒業生が全体で194人おりました、就職者が154人です。そのうち建設業に就職した方が、県内、県外合わせて107名、うち県内が52名、率にしますと、県内就職率が就職者の中の34%、こういった数

字でございます。

和田道路保全課長 空港道路の補修についてお答えします。

ガードレールとセンターポールが破損している箇所があるという御指摘でございます。委託をしている業者で見てもらっていることと、土木の職員で点検をしておりますけど、このチェックの漏れがあるようでございますので、現地を改めて確認しまして、必要があれば早速対応したいと思っております。

木付委員外議員 先ほど申したように、私のような素人が車を運転していて、センターポールがバタバタと倒れているんですよ。それをもう皆さん、空港道路に行ったりしているわけですので、多分分かっていると思うんですけど、それを土木事務所、あるいは管轄課に、ここおかしいんじゃないのというふうなことをやっていかんと、さっき言ったように、ちょっとしたトンネルの剥離とか、橋りょうとか、のり面とか、行ってみたら石がちょっとあったりとか、そういうことを全体で共有していただきたいというのが私の要望なんです。地震があって、実際いろいろありましたけど、長寿命化計画について、トンネルや道路、橋りょうは年次でやっていきますけど、日頃から皆さんにそういう意識を持っていただきたいというのが要望です。

志村委員外議員 東九州道の暫定2車線の解消ですね、大分以南、それから北の方ですけども、東九州道が開通するときには県民運動でずっとやったけれども、この4車線化については、どうも運動が足りんじゃないかなと、ムードが盛り上がっていないんじゃないかなと思うんです。もう大体、要件は達してきていますよね。直近では1万台をちょっと切ったけれども、ほとんど1万台をずっと安定して、1万3千台ぐらいやってきているので、これはもう少し熱意が伝わるようなことをして、何としても4車線化に持っていくようなことをしてもらいたいと思っておりますが、今の動き、どうなっておりますかね。

稲井道路建設課長 議員の御指摘のとおり、

東九州道につきましては、昨年、椎田南から豊前間がつながりまして、こういった中で見ますと、北九州から宮崎まで循環するような形で高速道路が開通しております。

御指摘のとおり、県内開通はその更に前年でございますので、知事が東京に参りましたときの要望事項の重点は、4車線化に移りつつございます。4県1市の期成会の中でも、4車線化というのは福岡、大分、宮崎の北部については重点事項として挙げておりますが、事業者側である国土交通省につきましては、まだ通っていない区間への投資と、この4車線化の投資に関しては、通っていない所をやはり優先したいような話も要望のときにちょっとおっしゃっておられました。

ただ、反面、2車線ですと、御経験のとおり渋滞、事故による通行止めとか、全面通行止めによるメンテナンスをしなくてはいけない、そういった課題がありますので、引き続き声を上げていきたいと。先々週、4月の中旬に予算のお礼に知事とともに伺った際にも、交通量が増えているということは国交省側も認識いただいておりますが、やはり引き続き声を上げていくとともに、この高速道路がちゃんと使われていると、1万台というのが一つの目安というふうなことも情報提供しておりますが、それを上回って利用されている実態をお示ししていくことが、力強い声の裏付けとして大事だと思っております。

これに関しましては、県内におきましては県南、県北にそれぞれ4市町、関係沿線自治体の首長さんと期成会を作っております。新しく市長になられた方もいらっしゃいますので、こちらの活動内容も改めて、そういった方々と議論して、地元として利活用と、またそれをPRする手法についてしっかり検討していきたいと思っております。

併せて、木付議員からのお尋ねについて、道路管理につきましては引き続き道路保全課長とともにしっかりチェックしていきたいと思っておりますが、御承知のとおり、いわゆる整備予算というのが法定点検5年でしっかり行

っていかななくてはいけない。また、その中で特に悪いと言われた所については、橋りょうですとか、トンネルの補修に費用を今重点的に配分しております。その関係で、舗装ですとか、ガードレールにつきましては、例えばゆがみで非常に見てくれは悪いですけれども、実質的に基礎がちゃんとしていて、もう一度ぶつかっても飛び出さないようなケースについては、土木事務所の判断で新しい物に置き換えずにゆがんだままで置いているケースなども県内で散見されます。その辺りは予算との兼ね合いでやむなくそうしているケースもございます。今回の件がどちらかについては、別府土木と確認をしますけれども、いずれにしろ、引き続き管理をしっかりやっっていかなければならないと思っておりますので、肝に銘じて対応してまいります。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で平成29年度行政組織及び重点事業等の説明を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

宮本建築住宅課長 今年度、土木建築部において変更を予定しております計画について御説明いたします。

資料の38ページをお開きください。

大分県高齢者居住安定確保計画について御説明いたします。

本計画は、高齢者住まい法により定められた基本方針に基づき、高齢者が安心して暮らすことのできる環境整備を進めるため、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標やその他高齢者の居住の安定確保に関し必要な事項などを定めた計画として、平成25年3月に策定を行ったものです。

少子高齢化の進展により、高齢者を取り巻く住環境が変化していく中、本年3月には、上位計画の大分県住生活基本計画の改訂を行っており、本年度は関連計画であるおおいた高齢者いきいきプランも見直しが予定されて

いることから、これらの計画との整合を図るため、本計画の変更を行うものです。

今後、計画の変更を進める中で、随時報告を行っていく予定であります。

麻生建設政策課長 建設リサイクル法の手続の適正化について御説明いたします。

資料の39ページを御覧ください。

まず1の建設リサイクルの取組ですが、建設リサイクル法、正式には建設工事に係る再資源化等に関する法律ですが、この法律では、特定の建設資材を用いた一定規模以上の土木、建築工事において、排出される建設廃棄物の分別解体と再資源化を義務付けております。

県が発注する公共工事においては、建設リサイクルを原則実施とし、建設廃棄物の種類、分別、再資源化の方法、処理先等を契約事項としております。

施工段階における現場管理の際に実施状況を確認するとともに、工事完了時には、受注者に対し産業廃棄物管理票などの証拠書類を添付した書面報告を求めており、中段の表にありますリサイクル実施率欄でございますけれども、県発注工事では、全ての対象工事で建設リサイクルを実施しているところでございます。

一方で、建設リサイクル法の対象工事については、破線で示しております法手続として、着工前に図の上段にあります③にある事前通知を特定行政庁に行うこととなっております。この通知は、特定行政庁が建設リサイクルの履行を監視、指導するために、民間工事では届出、公共工事では事前通知を義務付けているものでございます。

3月に、28年度の県、市町村発注工事のこの通知について調査しましたところ、中段の表中の非通知率にありますとおり、県発注工事では全体の52.7%、市町村工事においては40%の通知漏れが確認されました。

通知漏れが発生した原因は、担当職員の法手続の失念や、誤解釈など職員の法律への理解不足や組織内におけるチェック機能や体制の不足があったものと考えております。

2の再発防止の取組ですが、職員教育と確認体制の整備とシステムの改修の三つの面から取り組むこととしております。

今後も、適切な建設リサイクルの推進に努めてまいります。

野口公共工事入札管理室長 公共工事における最低制限価格等の改正について御説明いたします。

資料の40ページをお開きください。

これまで、本県では公共工事における公正性、透明性、競争性の確保や、品質確保を目的として、一般競争入札の段階的拡大など、様々な入札制度の改善に取り組んでまいりました。

近年は、低価格での入札件数の増加や落札率の低下により、建設業界は厳しい経営状況が続き、労働者の賃金の低下など就労環境の悪化が懸念されております。一方で、建設業界は地域の安心、安全を支える基幹産業であり、将来的な担い手の確保や育成が重要な課題となっているところでございます。

こうした中、国は本年4月1日より低入札価格調査の調査基準価格を1%程度引き上げる改正を行いました。今回の改正は、現場で働く労働者の賃金を確保することを目的としております。本県におきましても、最低制限価格及び低入札価格調査の基準価格と失格基準を見直すことといたしました。

見直しの内容としましては、ページ中ほどに記載されております最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式における直接工事費の算入率を95%から97%に変更し、同じくその下、失格基準の算定式における直接工事費の算入率を85%から87%に変更するものでございます。

今回の改正により、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は予定価格のおおむね90%、失格基準はおおむね81%となり、改定前からのおおむね1%の引上げとなります。

なお、本年4月11日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用しているところでございます。

梶原港湾課長 資料の41ページをお願いします。

大分港海岸直轄海岸保全施設整備事業であります。

大分港海岸の背後地にある臨海工業地帯は、我が国有数の工業地帯であり、製品出荷額は全国主要コンビナート立地地区総額の約11%で、順位は第5位となっています。

また、背後の津波浸水想定区域には約5万6千人の住民が居住しているなど、南海トラフ地震・津波等の切迫性が高まっている中で、経済、産業機能を維持し、県民の安全・安心を確保するためにも対策の必要性が高まっております。

これまで国直轄での事業化を要望してきたところですが、この度、国による平成29年度新規事業として選定されました。

本事業では、大分港海岸において、南海トラフ地震、津波や台風による高潮に備えるための海岸保全施設を整備することで、津波、高潮による浸水被害を防止、軽減することにより、災害時における死傷者数を低減するとともに、地域住民の不安を軽減することが期待されます。

また、我が国の産業、経済を支える企業の災害リスクを軽減することも可能となりまして、安定的な企業活動により、地域経済のみならず、我が国の経済、産業の維持、発展につながると期待しております。

事業は延長2万1,367m、総事業費300億円で考えております。事業期間は平成29年度から平成47年度までの19年間を予定しています。

続きまして42ページをお願いします。

大分臨海工業地帯6号地の一部分譲の状況について御説明させていただきます。この6号地につきましては、これまで商工労働部が主体となりまして、一括で分譲することを基本方針としまして、大手の製造業を主な対象として、県外事務所とも連携しながら長年にわたり誘致活動を行ってまいりましたが、広大な工場用地のニーズが低くなっていること

に加えて、臨海部を敬遠するなどの傾向もあり、企業の誘致実現には至っておりませんでした。

このような中、昨年度、大分県が九州の東の玄関口となるための具体的な取組を検討するために設置された九州の東の玄関口としての拠点化戦略会議におきまして、大分港大在地区を九州の物の流れの拠点と位置付けて整備するため、6号地を含めた大在地区周辺に、港湾関係や物流関係の施設を整備する用地を確保することとの提言を頂いております。

これを受けまして、庁内関係部局で検討を進めた結果、6号地を製造企業向けの分譲用地、港湾施設用地、倉庫やその他賃貸などに使います使用許可用地に分けまして整備を進めていくこととなります。

今後は分割分譲により、製造企業の誘致を進めることとなりました。

必要となる港湾施設の整備計画等につきましては今年度から検討を進めてまいります。港湾施設として活用する予定がない部分につきまして、分割分譲する製造企業の誘致を進めるとともに、製造企業向けの分譲用地として先行して造成整備等を行いまして、計画提案による公募型プロポーザル方式によって売却を行うこととしております。

具体的には、6号地の西側海寄りの8ヘクタールを造成しまして、企業進出計画を募るものでございます。また、今回の造成に併せて、今後、区画道路や橋りょうにつきましても整備していく予定にしております。

なお、この8ヘクタール分の分譲地につきましては、今のところ5月下旬ぐらいに公募を開始したいと考えているところでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

久原委員 建設リサイクル法という法律は、この前新聞にも載っちゃったんだけど、これは罰則とか、あるいはペナルティーとか、そういうことをきちっとせんでもそげなものは

ないわけですか。

麻生建設政策課長 民間工事につきましては届出であり、届出をしなかった場合の罰則等がありますけれども、公共工事につきましては、通知の義務はございますが、罰則等は定められておりません。基本的には、先ほど御説明しましたように、公共工事の場合は、ほとんどリサイクルの取組がきちっとされているということが多分前提にあるのではないかと思いますけれども、罰則等は定められておりません。

久原委員 ここに通知漏れの原因を書いちょるわね。さっき説明の中で、「と思われる」みたいな最終的な回答じゃったんよ。「と思われる」程度で、本当にそういうことがきっちり、リサイクル法という法律があるのにも関わらずしていなかったということに対する認識の重さとか、あるいはそういうことをきちっとやらんと悪いんじゃないかというような気がするんやけどな。

麻生建設政策課長 委員御指摘のとおりだと我々も考えておりまして、この再発防止の取組にございますように、まず、職員の教育ということで今取り組んでおると。こういった実態が分かりました年度末には注意の文書をまず出しております。また、今月に入りまして、現在実施中なんですけれども、各地域を回りまして、エリアごとに県も市も担当者を集めた上で、この法律等の説明を再度やっているところでございます。

今までも各種研修等でこの手続等についての周知を行ってきたんですけれども、やはりそれに対する意識が薄かったのかなということが反省でありますので、今、再度職員の教育をやっております。また、確認体制、要するに出していなくても特に何も言われていなかったというところがやっぱり大きいところかなと思いますので、今回はそれぞれ出した、出さないを、出す発注機関も、あるいは受け付けるところもしっかりお互い突き合わせをして漏れがないようにしていく仕組みを現在作ったところでございます。

久原委員 それをせんと悪いな。

木田委員 40ページの最低制限価格の制度についてですけれども、土木建設工事にこういった入札制度が適用されていると思うんですが、設計業務については、最低制限価格制度とかいうのは大分県では適用していないのかどうか、その辺を教えてくださいと思います。

野口公共工事入札管理室長 現在、委託業務については、最低制限価格は今のところ設定しておりません。

木田委員 やはり適正な品質確保と労賃が適用できるようにということで、こういった制度があると思うんですけれども、設計業務も公共工事の一環で行っているわけで、そういったところもそろそろ最低制限価格制度とかいうものを検討していいんじゃないかならうかという感じもしているんですね。

先ほど県内就職率のお話もありましたけれども、そういった業務に就いて、安心して生活できるというようなものも設計業界では今必要になってきて、大分の地場の設計会社がだんだん縮小されていっているような感じを受けるんですね。

土木関係は、結構、実際工事のときにも地元業者を入れてというような方向があると思うんですけれど、設計はなかなかそうならないですね。今回の屋内スポーツ施設も、多分中央の方が来られて、土木と違ってなかなか地元で設計業務が下りていかない。土木のときは多分あえて、実際に地元の人が工事に携わって、大分の象徴的な大きな施設を自分たちがやったという、関わったという誇りができると思うんですけれど、今設計業界では、せっかくあんな大分の魅力を象徴するような施設があっても、なかなか仕事に就かせていただけないというようなところが、また県内就職の関係とも若干関係してきているんじゃないかならうかと思うので、その辺を入札制度の中で考えていただけるようなことはできないか、ちょっとお伺いしたいんですが。

阿部土木建築部長 委員のおっしゃるように、

公共工事では、工事はもちろんですけども、設計業務等の、事業で言いますと川上の方と言いますか、計画あるいは設計の分野においても、地元企業の受注というのは非常に大事なことだと思っております。また、その受注実態も今おっしゃるように、いろんな価格競争の中で厳しい入札があることも存じておりますが、一つは、平均的な話として、設計等の業務につきましては落札率が一定水準以上の高い傾向にあります。ここは土木工事なのか、建築工事なのかということでも差異はございますけれども、九州全体から見ても高いところに今あります。そういう中で、時折厳しい入札、ダンピングと見られるようなことは発生しておりますけれども、これはまずしっかりと業務ができるかということを中心に我々は見っておりますので、安かろう悪かろうは決してあり得ないということで、その点については厳しく取り組んでおるところでございます。

また、先ほどの大銀ドームというか、スポーツ公園等の大規模な施設の建築の受注関係でございますけれども、もちろん第1期は、県内企業、地場企業を優先しようということで、我々もしっかりとその入札時において取組をしておるところです。ただ、一方で、技術的に、あるいは非常に難易度が高いもので県内業者ではどうかということも指名の判断の中で考えております。そういったレアなケースにつきましては、やはり県外大手の技術力に頼るというようなことも必要なことがございます。たまたま今回の屋内スポーツ施設の関係については、技術提案も受けながらという幅広い技術を公募しておりますので、そういった結果にはなっておりますけれども、大事なことは、そういったところの技術が地場に移転、継承できるような体制をどう作っていくかということでございますので、これについてはしっかりとJV化などを含めて検討しているところでございます。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、委員外議員の御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御質疑もないようなので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

木田委員 河川の関係なんですけど、最近、河川内に木が増えてきていて、昔は切っていたんだけど、多分予算が減らされて今は切れていなくて、だんだん木が成長してきていると思うんですけど、そういう流域の地域の方からちょっと不安な声が出ております。大水が出たら、立木があるので水があふれるんじゃないとかいいう声があって、国交省にも言ったんですけど、「よく分かります。切りたいんですけど、予算がないんです」と言われます。大分県管理河川も、国管理の上流部もあると思うんですけど、その辺は何か対策が取れないのかどうか、よろしくお願いします。

麻生建設政策課長 そういったものに全ては応えられていないんですけども、そういった状況に 대응するために、先ほど建設政策課の事業の中で御説明しました地域の安心基盤づくりサポート事業、この中で河川内の立木等の処理もできるような仕組みにはしております。あと、私が出先におったときにもやっていたんですけども、河床掘削に併せてそういったものを処理するといったことを事務所で現在行っているという状況でございます。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして土木建築部関係を終わります。

執行部は御苦勞様でした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

衛藤委員長 次に県内所管事務調査についてですが、前回の委員会で、視察先を増やしてほしい等の要望がありましたので、若干の調整をさせていただきました。

まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

衛藤委員長 以上、事務局に説明させましたが、御質疑等はありませんか。

〔協議〕

衛藤委員長 それでは、この案で決定いたします。

次に、県外所管事務調査の日程等について御協議願います。

まず、お手元に配付の検討資料について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

衛藤委員長 以上、事務局に説明させましたが、日程や調査地はいかがいたしましょうか。

〔協議〕

衛藤委員長 それでは、県外所管事務調査につきましては、7月11日から3日間、実施することとし、ただ今御検討いただきました趣旨に沿いまして、事務局に実施案を作成させます。

なお、細部については、委員長、副委員長に御一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。